医療法施行規則第9条の14に規定する基準に適合していることの申告書

1 私は、医療法施行規則第9条の14に規定する基準に適合し、下記のとおり契約実績を有することを申告します。

2 病院等との契約実績

契約年月日	契約先	契約金額(千円)	契約期間	病床数 等	備考
			~	床	

上記については、事実と相違ありません。

年 月 日

商号又は名称 代表者役職・氏名

参照

《医療法施行規則》

- 第九条の十四 法第十五条の三第二項の規定による患者、妊婦、産婦又はじよく婦の寝具又はこれらの者に貸与する衣類(以下「寝具類」という。)の洗濯の業務を適正に行う能力のある者の基準は、次のとおりとする。ただし、診療所及び助産所における当該業務を委託する場合にあつては、第十号に該当する者であることとする。
 - 一 受託業務を行うために必要な従事者を有すること。
 - 二 洗濯施設は、隔壁等により外部及び居室、便所等の他の施設と区分されていること。
 - 三 寝具類の受取場、洗濯場、仕上場及び引渡場は、洗濯物の処理及び衛生保持に必要な広さ及び構造を有し、かつ、それぞれ が区分されていること。
 - 四 洗濯施設は、採光、照明及び換気が十分に行える構造であること。
 - 五 消毒、洗濯、脱水、乾燥、プレスのために必要な機械及び器具を有すること。
 - 六 洗濯物の処理のために使用する消毒剤、洗剤、有機溶剤等を専用に保管する保管庫又は戸棚等を有すること。
 - 七 仕上げの終わつた洗濯物の格納施設が清潔な場所に設けられていること。
 - 八 寝具類の受取場及び引渡場は、取り扱う量に応じた適当な広さの受取台及び引渡台を備えていること。
 - 九 寝具類の運搬手段について、衛生上適切な措置を講じていること。
 - 十 受託業務を行う施設について、クリーニング業法第五条第一項の規定により、都道府県知事にクリーニング所の開設の届出 を行つていること。
 - 十一 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
 - イ 運搬の方法
 - ロ 医療機関から受け取つた洗濯物の処理の方法

(次頁に続く)

- ハ 施設内の清潔保持の方法
- 十二 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。
 - イ 寝具類の洗濯の方法
 - ロ 業務の管理体制
- 十三 従事者に対して、適切な研修を実施していること。